

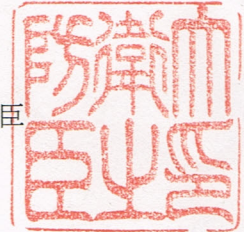


防官文第13969号
平成28年8月2日

開示決定等の期限の延長について(通知)

黒薮 哲哉 殿

防衛大臣



平成28年7月8日付けの行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった行政文書の名称
「電通と博報堂が陸・海・空自衛隊に提出した請求書の全部。(「電通」又は「博報堂」が社名に入っている子会社を含む。)(航空自衛隊保有分)」に係る行政文書
- 2 延長後の期間
30日(延長後の開示決定等期限:平成28年9月9日(金))
- 3 延長の理由
開示決定等に係る事務処理及び調整に時間を要するため

*担当課等
大臣官房文書課

請求受付番号: 2016.7.11-本本B543